

# 千歳市防災会議運営要綱

平成17年3月4日

市長決裁

(趣旨)

第1条 千歳市防災会議(以下「防災会議」という。)の運営については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第286号)及び千歳市防災会議条例(昭和38年条例第1号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(会長の職務代理者)

第2条 防災会議会長(以下「会長」という。)に事故あるときの会長の職務代理者は、防災会議委員(以下「委員」という。)である千歳市副市長をもって充てる。

(会議)

第3条 防災会議は、会長が招集する。

- 2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。
- 3 防災会議招集の通知には、会議の目的、場所及び議題を付記しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(委員の代理者)

第4条 委員はやむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

- 2 委員は、あらかじめ代理者を指名し、会長に届け出るものとする。
- 3 委員又は代理者が共に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出るものとする。

(議事)

第5条 防災会議は、委員(代理者を含む。)の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(軽易な事項の改正等)

第6条 会長は防災会議所掌の事務のうち、軽易な事項については、防災会議

に諮ることなく行うことができる。ただし、次の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

（防災会議の庶務）

第7条 防災会議の庶務は、千歳市防災担当課において行う。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。